

事 務 連 絡
平成24年8月14日

(社)長 崎 県 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 ほ 装 協 会
(社)長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社)長 崎 県 管 工 事 協 会
(社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 電 気 設 備 共 同 組 合
長 崎 県 建 設 工 業 共 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 共 同 組 合 連 合 会

様

長崎県土木部建設企画課長

総合評価落札方式（簡易型・標準型）における技術
資料作成要領の改訂内容の補足の再通知について

施工計画（簡易型は簡易な施工計画）および技術提案の記載内容については、①「22建企第497号（平成22年12月14日付）総合評価落札方式（簡易型・標準型）における技術資料作成要領の改訂について」及び②「事務連絡（平成23年6月15日付け）総合評価落札方式（簡易型・標準型）における技術資料作成要領の改訂内容の補足について」により、既に通知しているところですが、十分に周知が図られていないため、その取り扱いについて下記のとおり再度通知します。

記

1. 補足内容

入札公告に記載する「技術資料作成要領」において、簡易型における「簡易な施工計画（様式2号）」及び標準型における「施工計画（様式2号）、技術提案（様式6号）」による提案については、「必要に応じ規格等を記載すること」さらに「本様式に記載する提案により手法や目的、効果が判断できない場合は評価しない」こととしており、その具体的な記載例は別紙の通りとする。

(別紙)

【基本的記載例】

〇〇〇〇〇のため(目的)、×××××を使用することで(手法)、△△△△△(効果)が図られる。

必要に応じ、より具体的に数値等を記載する。

【例示】

歩行者に対する安全対策のため、〇〇〇〇〇(場所)付近に工事内容(工事概要・工事進捗・運搬経路等)明記の掲示板を設置し、2週間に1度更新することで、歩行者に注意喚起を図る。

【評価しない記載例】

- ・×××××(資格者等)を配置する。(目的や効果の記載がない)
- ・〇〇〇〇〇のため、×××××(材料等)を使用する。(効果の記載がない(一部材料名により効果がわかる場合は除く))
- ・×××××(測量機械等)を使用することで、△△△△△が図られる。(目的の記載がない)

いずれの内容においても、その目的、手法、効果に疑問及び判断できないことから加点しない。

なお、内容については、土木部HPにも掲載します。
※土木部HP「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/top.htm>」

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

森山、上戸

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461